

【G02】個人の居住地変更**1. 勧告の概要**

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<p>・個人がその居住地である国を変更しても、当該個人が所有する非金融資産、金融資産、負債の<u>所有権は変更されない</u>。必要なことは、これらの（経済的）所有者である個人の居住国を適切に再分類することである。<u>この変更は、その他の資産量変動勘定に記録し、資本移転としては記録しない。</u></p>	<p>（個人の居住地変更により生じる財の流れや金融勘定の変化の取扱についての指針はない。）¹</p>

**① 2008SNA への対応で求められる事項**

- ・個人の居住国変更に伴い発生する、資産・負債の制度部門間（家計と海外の間及び家計と非金融法人企業との間）の移動は、資本調達勘定（資本移転および金融取引）には記録せず、調整勘定（うち、その他の資産量変動勘定）に記録する。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・なし

2. 現行 JSNA での取り扱い

- ・現行 JSNA では、基礎統計である国際収支統計（BOP）や対外資産負債残高統計（IIP）と整合的に記録しており、個人の居住国変更に伴う金融資産・負債の移動のうち、
 - －送金を伴わないものは、取引を記録する資本調達勘定（実物取引や金融取引）ではなく、調整勘定に含まれる扱いとなっている。ただし、基礎統計の制約から調整額の分割が困難であり、全て再評価勘定に含まれている²。
 - －送金を伴うものは、資本調達勘定（実物取引（海外との資本移転の受払）及び金融取引）に含まれている。
- ・個人の居住国変更に伴う非金融資産の移動は、現行 JSNA では記録を行っていない^{3, 4}。

¹ 国際収支統計マニュアル第 5 版（BPM5）では、個人の居住国の移動に伴う対外資産・負債残高の増減は海外との取引とし、それに対応した資本移転をたてることとなっていた（BPM5：パラ 351～355）。ただし、この点について我が国の現行 BOP では、海外との間での送金を伴うものを除き BPM5 に準拠した扱いとなっていない。

² 期末の対外資産・負債を記録する IIP では、金融資産・負債について居住国変更による影響が反映された形で記録される一方、フローを把握する BOP では居住国変更による金融資産・負債の動きは海外との間での送金を伴うものを除き金融取引として記録されない。このため、期首から期末への金融資産・負債ストックの変動と当該項目に対応する金融取引フローの差分は結果的に「調整額」に含まれることになる。なお、IIP においては、為替等の要因も含んだ調整額全体は把握可能であるが、その他の資産量変動勘定と再評価勘定に分割することができない。JSNA においては、こうした調整額の多くが為替要因と考えられるとの整理から、海外部門の調整額はすべて再評価勘定に記録している。

³ 1993SNA マニュアルでは、海外部門の所有する非金融資産は、国内単位として擬制した名目居住者単位（notional resident units）が所有する扱いとし、海外部門はその名目居住者単位に対して、非金融資産の価値に等しい金融資産を所有するという形で記録することとなっている（例えば、海外部門が土地を購入した場合は、海外部門が国内の名目居住者単位に対して直接投資を行ったものと擬制される）。このため、個人（家計）が海外に居住地を変更した場合、海外部門が名目居住者単位が属する民間非金融法人企業に対して金融資産（直接投資）を保有するとともに、当該家計の非金融資産の所有主体は、名目居住者単位が属する民間非金融法人企業に変更されることとされている。なお、こうした取扱いは、2008SNA でも同様である。

⁴ 脚注 3 のとおり、非金融資産の所有主体は、原則として国内部門に限定されるものであり、現行 JSNA

3. 検討の方向性

- ・次回基準改定における対応の考え方（案）

<●：2008SNA 勧告に沿った対応が既になされている（一部）>

- ・個人の居住国変更に伴う金融資産・負債の移動は、基礎統計である BOP が BPM6 に準拠することにより、送金を伴うものも含めて全て取引には記録されなくなることから、JSNA 上は全て調整勘定に計上されることになり、この点では 2008SNA とより整合的な扱いとなる。
- ・ただし、基礎統計の制約から調整額の分割は困難であり、引き続き、全て再評価勘定に含める扱いとする。また、個人の居住国変更に伴う非金融資産については、現行 JSNA 同様、引き続き、個人の居住国変更に伴う移動を記録しない。
- ・なお、基礎統計である IIP においては、2014 年 1 月分以降の国際収支統計マニュアル第 6 版（BPM6）準拠後は、対外資産・負債の増減要因（取引、為替変動、その他調整）を分割することが検討されている⁵。このため、今後の IIP の表章形式によっては、為替要因を除く価格変動の少ない項目（例えば、貸付や預金など）については、取引や為替変動による以外の対外資産・負債の増減分を「その他の資産量変動勘定」に記録するなど、調整勘定の精緻化も引き続き検討する。

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・現行の BOP において、個人の居住国変更に伴う金融資産・負債の制度部門間の移動は、海外との間で送金が行われたもののみ、送金額を金融取引として資本収支のうち「投資収支」に記録するとともに、「その他の資本収支」に資本移転として計上している。
 - －BOP では金融取引を推計する際に、「外国為替及び外国貿易法」に基づく報告書を使用しているが、送金を伴うものを除き居住国変更には同法に基づく報告書等の提出が義務付けられておらず、BOP の金融取引には含まれない。一方、各期末時点の金融資産・負債残高については別の報告書（例 資産負債状況報告書）により把握されることから、送金の有無にかかわらず居住国変更の結果は IIP の残高には反映される。つまり、残高には居住国変更による増減が反映されるが、送金を伴うものを除き、取引には含まれない扱いとなっている。
 - －なお、BOP の BPM6 準拠に伴い 2014 年 1 月分以降は、居住地変更に伴う送金についても取引には記録されない扱いとなる⁶。

<諸外国における対応状況>

- ・オーストラリア
詳細は不明であるが、非居住者に対する金融資産・負債のその他の資産量変動（一国全体のみを公表）はすべてゼロであることから、少なくとも、その他の資産量変動勘定への計上という勧告には対応していないとみられる。

においても、個人の居住地変更があったとしても、非金融資産は国内部門に引き続き記録されるという扱いになっている。ただし、国内部門間（家計と名目居住者単位たる民間非金融法人企業との間）の移動は基礎資料の制約から推計できていない。

⁵ 現在でも、毎年の本邦対外資産負債残高の公表に合わせて「本邦対外資産負債残高 増減要因（試算）」が公表されており、対外資産・負債の増減を取引フロー、為替相場変動、その他調整に分割している（2000 年以降の計数について公表）。

⁶ 現行の外為法に関わる報告書では、移住に伴う送金は、相続・遺贈に伴う送金と合算されて報告されているが、2014 年 1 月分以降の報告書では、移住に伴う送金が区分して把握される予定。